

訂正後	訂正前
豊見城市こども計画策定に係る調査・分析支援業務委託仕様書 1. 主旨 本仕様書は、豊見城市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する本委託業務の遂行に関し必要な事項を定める。 2. 業務の目的 本業務は、豊見城市こども計画策定にあたり、こどもや若者の意識調査や生活に係る調査や子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析するための調査を実施するとともにその課題を分析する。また、その他にこども計画の策定に必要な調査、会議の運営支援、策定に係る全般的な支援をすることを目的とする。 「豊見城市こども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」や「沖縄県こども・若者計画」の内容を勘案して作成する。 3. 包含する計画等 （1）少子化社会対策（少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策） （2）こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画） （3）子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく計画） （4）こども政策推進会議などで定められる実行計画等 ※本計画の策定は、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」「こども・若者意見の政策反映に向けたガイドライン」「こどもまんなか実行計画」「沖縄県こども・若者計画」等の考え方を踏まえて進めるものとする。 4. 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日 5. 業務内容 主な業務概要は、次のとおりとし、必要に応じて変更するものとする。 （1）協議会・<u>検討委員会</u>・作業部会等の企画・実施 計画策定に係る協議会・<u>検討委員会</u>・作業部会等の開催にあたり、次のとおり必要な支援を行い、結果をその後の作業に反映させる。また、必要に応じて<u>分科会等の開催を行う必要がある場合には、その支援を行うこと。各2回程度予定。</u> ※計画策定の協議会は「豊見城市こども・子育て会議」とする。 ・会議資料の作成 ・会議への出席及び必要に応じた説明 ・議事録の作成 （2）こども・若者意識調査や生活に係る調査（調査票の設計、発送）	豊見城市こども計画策定に係る調査・分析支援業務委託仕様書 1. 主旨 本仕様書は、豊見城市（以下「発注者」という。）が受注者に委託する本委託業務の遂行に関し必要な事項を定める。 2. 業務の目的 本業務は、豊見城市こども計画策定にあたり、こどもや若者の意識調査や生活に係る調査や子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析するための調査を実施するとともにその課題を分析する。また、その他にこども計画の策定に必要な調査、会議の運営支援、策定に係る全般的な支援をすることを目的とする。 「豊見城市こども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」や「沖縄県こども・若者計画」の内容を勘案して作成する。 3. 包含する計画等 （1）少子化社会対策（少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策） （2）こども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく計画） （3）子どもの貧困対策推進計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく計画） （4）こども政策推進会議などで定められる実行計画等 ※本計画の策定は、「自治体こども計画策定のためのガイドライン」「こども・若者意見の政策反映に向けたガイドライン」「こどもまんなか実行計画」「沖縄県こども・若者計画」等の考え方を踏まえて進めるものとする。 4. 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日 5. 業務内容 主な業務概要は、次のとおりとし、必要に応じて変更するものとする。 （1）協議会・作業部会・分科会等の企画・実施 計画策定に係る協議会・作業部会等の開催にあたり、次のとおり必要な支援を行い、結果をその後の作業に反映させる。また、必要に応じて<u>作業部会</u>等の開催支援を行うこと。各2回程度予定。 ※計画策定の協議会は「豊見城市こども・子育て会議」とする。 ・会議資料の作成 ・会議への出席及び必要に応じた説明 ・議事録の作成 （2）こども・若者意識調査や生活に係る調査（調査票の設計、発送）

こども・若者計画策定の基礎資料とするため、こども・若者や子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査等を実施する。

① アンケート調査実施概要

調査対象者 (調査票の種類)	調査数	配布	回収	備考
小学４～６年生	約2,700人	学校にてWeb調査		
中学1～３年生	約2,500人	学校にてWeb調査		
青年期（15～17歳） ※高校１～３年生の世代	約2,500人	郵送	郵送・Web併用	
若者世代（18歳～39歳）	約2,500人	郵送	郵送・Web併用	

② 調査票作成

アンケートの調査票は、国の基本指針やこども大綱を基に市独自の設問を加え、現状の課題や社会的動向などを踏まえて調整し、調査票案作成に係る助言、アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

アンケートは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮し、作成すること。

調査対象者が回答ページへアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載すること。

※少子化対策の調査項目については、「青年期」、「若者世代」を対象とした調査において実施すること。

③ 調査票の発送

ア 調査票の作成及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベル貼付は受託者が行う。

イ 調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。

ウ 調査票の送付に係る郵送費は、受託者が負担する。

(３) こどもや子育て関係者等からの意見聴取等の実施

地域住民の意向等を把握するため、子育て支援に関する実態や要望等について調査を実施する。調査を行う際は、対象者・年齢層・方法を組み合わせながら実施すること。（例：個人ヒアリング、懇談会、ワークショップ、グループインタビュー、イベント等を利用したアンケート調査等）

※子育て当事者の定量的調査資料は、１.子ども子育て支援事業計画ニーズ調査結課R 6. 6月）、２.こども未来アンケート（市独自調査R 2、R 5、R 6、R 7実施）結果を用いるものとする。

(４) 子どもの貧困に係る調査等の企画・実施

生活困窮家庭の子どもの状況を把握し、必要な施策を検討する基礎資料とするため、子どもの生活実態や要望等について、アンケート調査を設計・発送する。また、支援者等からの意見についても聞き取り等を実施し、実態及び要望等を調査すること。

① アンケート調査実施概要

調査対象者 (調査票の種類)	調査数	配布	回収	備考
-------------------	-----	----	----	----

こども・若者計画策定の基礎資料とするため、こども・若者や子育て当事者等からの意見聴取等、地域住民の意向等を把握するための調査等を実施する。

① アンケート調査実施概要

調査対象者 (調査票の種類)	調査数	配布	回収	備考
小学４～６年生	約2,700人	学校にてWeb調査		
中学1～３年生	約2,500人	学校にてWeb調査		
青年期（15～17歳） ※高校１～３年生の世代	約2,500人	郵送	郵送・Web併用	
若者世代（18歳～39歳）	約2,500人	郵送	郵送・Web併用	

② 調査票作成

アンケートの調査票は、国の基本指針やこども大綱を基に市独自の設問を加え、現状の課題や社会的動向などを踏まえて調整し、調査票案作成に係る助言、アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

アンケートは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末からも回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮し、作成すること。

調査対象者が回答ページへアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載すること。

※少子化対策の調査項目については、「青年期」、「若者世代」を対象とした調査において実施すること。

③ 調査票の発送

ア 調査票の作成及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベル貼付は受託者が行う。

イ 調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。

ウ 調査票の送付に係る郵送費は、受託者が負担する。

(３) こどもや子育て関係者等からの意見聴取等の実施

地域住民の意向等を把握するため、子育て支援に関する実態や要望等について調査を実施する。調査を行う際は、対象者・年齢層・方法を組み合わせながら実施すること。（例：個人ヒアリング、懇談会、ワークショップ、グループインタビュー、イベント等を利用したアンケート調査等）

※子育て当事者の定量的調査資料は、１.子ども子育て支援事業計画ニーズ調査結課R 6. 6月）、２.こども未来アンケート（市独自調査R 2、R 5、R 6、R 7実施）結果を用いるものとする。

(４) 子どもの貧困に係る調査等の企画・実施

生活困窮家庭の子どもの状況を把握し、必要な施策を検討する基礎資料とするため、子どもの生活実態や要望等について、アンケート調査を設計・発送する。また、支援者等からの意見についても聞き取り等を実施し、実態及び要望等を調査すること。

① アンケート調査実施概要

調査対象者 (調査票の種類)	調査数	配布	回収	備考
-------------------	-----	----	----	----

小学５年生	約900人	学校配布	学校回収・web併用	
小学５年生の保護者	約900人	学校配布	学校回収・web併用	
中学２年生	約800人	学校配布	学校回収・web併用	
中学２年生の保護者	約800人	学校配布	学校回収・web併用	

② 調査表作成

アンケートの調査票は、国の基本指針やこども大綱を基に市独自の設問を加え、現状の課題や社会的動向などを踏まえて調整し、調査票案作成に係る助言、アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

アンケートは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮し、作成すること。

調査対象者が回答ページへアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載すること。

③ 調査票の発送

ア 調査票の作成及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベル貼付は受託者が行う。

イ 調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。

(５) 調査結果の集計及び分析

調査のデータ収集、単純集計、クロス集計、自由回答のとりまとめ及び分析を行う。

(６) 現状の分析と課題の整理

集計結果及び現行の子ども・子育て支援事業計画の取組みへの評価などを整理して、こども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。

(７) 調査結果の報告書の作成

調査結果について報告書（案）を作成し、市と協議のうえで決定し印刷を行う。

報告書には、調査概要及び調査結果の要約を記載する。

6. 本市の想定スケジュール

令和７年10月下旬

計画策定諮問

令和７年11月上旬

調査・分析の検討

令和７年11月中旬

調査・分析

令和７年２月下旬

分析結果フィードバック

令和８年３月

調査・分析結果報告

7. 成果物

(１) 調査・分析結果報告書（Ａ４版）

(２) 収集データ、報告書データ等を収録した電子媒体

(３) 業務完了報告書 Ⅰ部

(４) その他の成果品の具体的内容、電子媒体のデータ形式等は、市と協議のうえ決定する。

(５) 納品場所は、豊見城市こども未来部こども応援課とする。

8. 打ち合わせ協議等

小学５年生	約900人	学校配布	学校回収・web併用	
小学５年生の保護者	約900人	学校配布	学校回収・web併用	
中学２年生	約800人	学校配布	学校回収・web併用	
中学２年生の保護者	約800人	学校配布	学校回収・web併用	

② 調査表作成

アンケートの調査票は、国の基本指針やこども大綱を基に市独自の設問を加え、現状の課題や社会的動向などを踏まえて調整し、調査票案作成に係る助言、アドバイス、情報提供、設問案の提案等を行う。

アンケートは、パソコン、スマートフォン、タブレット端末から回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮し、作成すること。

調査対象者が回答ページへアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載すること。

③ 調査票の発送

ア 調査票の作成及び印刷、発送用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封かん、宛名ラベル貼付は受託者が行う。

イ 調査対象者の抽出及び宛名ラベルの作成は発注者が行う。

(５) 調査結果の集計及び分析

調査のデータ収集、単純集計、クロス集計、自由回答のとりまとめ及び分析を行う。

(６) 現状の分析と課題の整理

集計結果及び現行の子ども・子育て支援事業計画の取組みへの評価などを整理して、こども・子育て支援に関わる現状を分析し、その内容に基づき市の課題を抽出する。

(７) 調査結果の報告書の作成

調査結果について報告書（案）を作成し、市と協議のうえで決定し印刷を行う。

報告書には、調査概要及び調査結果の要約を記載する。

(8)

6. 本市の想定スケジュール

令和７年10月下旬

計画策定諮問

令和７年11月上旬

調査・分析の検討

令和７年11月中旬

調査・分析

令和７年２月下旬

分析結果フィードバック

令和８年３月

調査・分析結果報告

7. 成果物

(１) 調査・分析結果報告書（Ａ４版）

(２) 収集データ、報告書データ等を収録した電子媒体

(３) 業務完了報告書 Ⅰ部

(４) その他の成果品の具体的内容、電子媒体のデータ形式等は、市と協議のうえ決定する。

(５) 納品場所は、豊見城市こども未来部こども応援課とする。

8. 打ち合わせ協議等

- (1) 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。なお、委託期間の途中において発注者が報告を求める場合は、それに応じること。
- (2) 打ち合わせ協議の結果は、受注者が記録・整理のうえ、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出すること。

9. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 調査対象者については上記のとおりを想定しているが、国から示される通知や指針により内容が変更となる可能性がある。
- (3) 成果品の帰属については、すべて豊見城市とする。
- (4) 業務の詳細・日程等管理については、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (5) 業務に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 個人情報については、豊見城市個人情報保護条例の規定に従い、適切に扱うこと。
- (7) 調査において回収した調査票等は、調査終了後、市へ返還すること。
- (8) 国が示す最新の基本指針や特定・個別の調査内容等に基づき業務を遂行すること。
- (9) 成果品に誤りや不備が発見された場合、委託期間終了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。

- (1) 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。なお、委託期間の途中において発注者が報告を求める場合は、それに応じること。
- (2) 打ち合わせ協議の結果は、受注者が記録・整理のうえ、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出すること。

9. その他

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 調査対象者については上記のとおりを想定しているが、国から示される通知や指針により内容が変更となる可能性がある。
- (3) 成果品の帰属については、すべて豊見城市とする。
- (4) 業務の詳細・日程等管理については、市と十分な打ち合わせを行うこと。
- (5) 業務に関して知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (6) 個人情報については、豊見城市個人情報保護条例の規定に従い、適切に扱うこと。
- (7) 調査において回収した調査票等は、調査終了後、市へ返還すること。
- (8) 国が示す最新の基本指針や特定・個別の調査内容等に基づき業務を遂行すること。
- (9) 成果品に誤りや不備が発見された場合、委託期間終了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- (10) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。